

令和3年度税制改正のポイント

自由民主党・公明党による「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日発表）を基に税制改正の内容をご案内します。多くの法人・個人に影響のある項目がある為、ぜひこの改正項目を確認して頂き、今後の経営活動の一助となれば幸いに存じます。

1. 個人所得課税

- (1) 同族会社が発行した社債利子が総合課税となる対象の拡充（令和3年4月1日以降適用）
→同族会社の判定となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族を追加
- (2) セルフメディケーション税制の対象医薬品の見直し及び5年の期限延長
- (3) 退職所得課税の適正化（令和4年分以降の所得から）
→短期勤務一般従業員に支給する退職所得に対して課税強化

2. 資産課税

- (1) 住宅ローン控除の拡大
→特別特例取得の場合には13年間控除及び床面積40㎡以上50㎡未満の住宅も適用対象
令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住した物件について適用する。
- (2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡大・延長
→令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約をした場合における非課税限度額を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

		現行	改正案
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	耐震・省エネ・バリアフリー	1,200万円	1,500万円
	一般の住宅用家屋	700万円	1,000万円
上記以外	耐震・省エネ・バリアフリー	800万円	1,000万円
	一般の住宅用家屋	300万円	500万円

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。
- (3) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を拡充・2年延長
- (4) 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を拡充・2年延長

(5) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(6) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用

3. 法人課税

- (1) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し
→新規雇用者に対する給与のうち、一定額に対する税額控除制度。
- (2) 所得拡大促進税制の見直し及び適用期限の2年延長

～産業競争力強化法の改正による認定が前提となる創設税制～
→デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設
→カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
→青色欠損金の控除上限の特例の創設

4. 納税環境整備

- (1) 税務関係書類における押印義務の見直し
- (2) 電子帳簿保存制度の見直し

簡単ではございますが、いち早く改正情報をご提供したくご案内させていただきます。

令和3年12月16日



渋谷税理士法人

税理士 山下 健人
税理士 宇梶 精一

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-19-11 寿道玄坂ビル 8F

TEL 03-5728-3113 FAX 03-5728-3348